

平成30年度第4回安城市地域福祉計画策定協議会議事録

【日 時】

平成30年9月27日（木）午後2時～3時50分

【場 所】

安城市役所本庁舎 第10会議室

【出席者】

委員：神谷明文会長、加藤研一副会長、柴田綾乃委員、野上三香子委員、
北川弘巳委員、塚原信一委員、野々川信委員、都築知久委員、
都築智委員、松岡万里子委員、山北佑介委員、森紀子委員、
神谷由美子委員、加藤薫委員、芦田彩子委員、寺田覚委員

助言者：長岩嘉文（日本福祉大学中央福祉専門学校校長）

事務局：石川充（福祉部長）、小笠原浩一（福祉部次長）、石川芳弘（社会福祉課長）

オブザーバー：岩瀬康二（社会福祉協議会事務局長）、長谷憲治（社会福祉協議会総務課長）
河合英明（社会福祉協議会地域福祉課長）

コンサルタント：加藤栄司（地域問題研究所）

傍聴者：1名

1. あいさつ

神谷会長

- ・この会議は市長の諮問に応じて、計画についての意見を述べるのが役割となっています。この福祉の対象は高齢者、障害者、児童となっていますが、それぞれに福祉計画があり、高齢者にはあんジョイプランが、障害者には障害者福祉計画が、児童には子ども・子育て支援事業計画があります。それらの上に安城市の総合計画がある訳ですから、計画としては十分に思えますが、それに加えて、この地域福祉計画がどういった役割を果たしていくのか、分かりにくいところではあります。今日はその観点も含めてご説明をいただくことになろうかと思えます。
- ・地域福祉計画は、社会福祉法でこのような計画をつくるように努めるとなっていますが、平成30年4月の改正で策定するよう努めるものとする改められ、努力しなさいという義務が課せられました。今日は、事務局の作ったこの案が、よろしいかどうかといったご意見を述べていただく会議ですので、よろしくお願ひします。

2. 議題

（1）第4次安城市地域福祉計画の事務局案（第1章から第4章まで）について

事務局から、資料①「第4章完成版サンプル」及び資料②「協議会時点（案）」に基づき、議題（1）第4次安城市地域福祉計画の事務局案（第1章から第4章まで）を説明

【質疑応答】

松岡委員

- ・(資料②：23ページ表) ボランティアセンターの登録数について、登録人数は団体に所属している人の合計人数だと思いますが、個人ボランティアの登録人数はどのようになっているのでしょうか。計画の中で、個別に対応できる個人ボランティアを増やしていくとありますので、個人ボランティアの登録人数をご確認いただきたいと思います。
- ・(資料②：23ページ) NPOの数については、NPOとNPO法人の数を分けて、NPO法人については、どんなジャンルで何団体あるのかを表記したほうがよいと思います。
- ・(資料②：51ページ下段枠内8行目～)「基本理念に込めたおもい」の中で、住民や地区社協、ボランティア団体、福祉事業者、福祉関係団体、その他NPOなどとなっていますが、ボランティア団体をNPOと解釈するならば、「ボランティア団体」を「ボランティア」と書いて、NPO法人を加えるか、「ボランティア」を「個人ボランティア」とするなど、書き分けが必要だと思います。

社会福祉協議会

- ・ボランティアセンターの登録数について、記載の登録人数は団体に参加している人数です。私どもには、個人登録といった概念がございませんので、個人のボランティアについては把握しておりません。

松岡委員

- ・個人ボランティアについては、災害時のボランティアが書き分けた形になっていると思うのですが。

社会福祉協議会

- ・後ほど回答させていただきます。

事務局

- ・(資料②：51ページ下段枠内8行目～) ボランティアなどの字句の表現については、第3次計画の内容をそのまま表記したものとなっております。その時の表現はこのままでよかったかもしれませんが、今の表現に合っているかについては、研究させていただきます。

松岡委員

- ・(資料②：23ページ下から2行目) 文中でわざわざ「国や県の認可を受けていない非営利活動団体に関しても、本計画では、認可の有無に関わらずNPOと表記しています」としているのですが、ボランティア団体という表現を復活させるのか、NPOという言葉で統一するかしたほうがよいと思います。

野上委員

- ・表記については、団体それぞれの立場でよいとする表現方法があるかと思いますが、細かい団体の表記よりも、皆さんが読まれた時、分かりやすい表現のほうがよいのではないかと思います。
- ・ボランティアセンターの個人登録については、個人で登録されている方もみえます。個人的には芸能関係が多いと感じています。

都築（智）委員

- ・（資料②：69、74、96ページ）食育メイトによる栄養教室の開催の活動指標で、実績に対し目標値が下がっています。他にも実績値より目標値が減っているところがありますが、何か意図があるのでしょうか。
- ・（資料②：13ページ図）子育て家庭の支援イメージの中で、町内福祉委員会、主任児童委員、民生委員・児童委員、子ども会などが表記されています。私のところでは、新しい方が多く入っていますが、町内会、子ども会の加入に苦慮している現状があります。計画の中には文言として、促進するや情報を提供するなどが書かれていますが、最終的には顔と顔との繋がりをお願いするしかない部分がたくさんありますので、事務的なことで済まらずに支援をしていただけたらと思います。
- ・（資料②：131ページ地域と専門機関との連携）医療的ケアということで、いろいろなところに人的配置をしていくとなっていますが、学校教育課とも連携していただき、学校への人的な配置を前向きに考えていただきたいと思います。
- ・あんくるバスについても書かれていますが、周辺は本数が2時間に1本と少ないことから、高齢者で免許を返納した方たちにとっては活動しづらくなると思います。

事務局

- ・（資料②：69ページ）数字が減っていることについて、食育メイトによる栄養教室の開催は、平成29年度はたまたま、機会があつてやってもらえたのですが、原則、委託は26回となっています。
- ・（資料②：74ページ）団体同士がつながる交流会の開催で3回が1回になっていることについては、例年、1回ですが、平成29年度はワークショップを開催したことから3回となっています。
- ・（資料②：96ページ）各種ボランティア等の養成講座の充実の中のプログラムが7講座から4講座に減っていることについては、定例的にやっている講座が4講座ということです。
- ・計画を絵に描いた餅にしてはいけないというご指摘かと思しますので、成果が上がるように努力したいと思います。
- ・あんくるバスにつきましては、予算等の関係で今年度は難しいと思います。

都築（智）委員

- ・民生委員・児童委員について、地域との関わりの中で個人情報の扱いが非常に難しくなっていると感じます。保護者の方で訪問を拒まれる方もいますが、以前は就学援助等で民生委員の証明印が必要だったことから、その関わりの中でやらせていただきました。今は拒まれると何もできない状況となっており、今後、個人情報をどのように扱えばいいのか、このことで計画が動かなくなるのではと心配しています。

柴田委員

- ・民生委員はこのことで苦勞しています。以前は年に2回、就学援助のために意見書を書いていました。その際、その家庭を訪問していましたが、現在はそれがなくなり児童委員会を開くことになっています。その委員会の話しの中で、訪問が難しくなってきたとの声を聞きます。訪問については、社協が行う年末慰問金を民生委員が届けることで訪問するのですが、その際、就学援助の子どもと重なっている時は、状況の把握を行います。今後、ますま

す訪問が厳しくなることを考えると、民生委員の立場としては訪問しないで済むことはありがたいと思いますが、子どもたちと関わっていくことは重要な仕事の一つだといった思いもあります。

神谷会長

- ・民生委員は情報が無いと、その地域で活動できませんので、職務上の権限として情報を知る必要があります。個人情報の問題になるのであれば、法の整備が必要だと思います。活動できるように法的なケアは必要で、この計画でどこまでできるかはわかりませんが、ご指摘のとおりだと思います。

加藤副会長

- ・(資料②：1ページ(2)、11ページ図)本市の地域福祉活動の文中にはボランティアという言葉はありませんが、自助、共助、公助が連携した支援体制の下の図の中には住民、民生委員・児童委員とともにボランティアなどとなっていますので、本市の地域福祉活動の文中、2行目の老人クラブの前あたりにボランティアを入れたほうが、図との整合性がとれるのではないのでしょうか。理由としては、地域の見守りを「世話焼きさん」、「協力員」等のボランティアに委ねており、そのウエイトがますます高くなってきているからです。
- ・(資料②：58ページ(3))『民生委員協力員』制度の創設を検討します」で、民生委員の活動を補佐するとありますが、民生委員の後継者の発掘、育成も現状、難しいと感じていますので、民生委員の後継、育成といった言葉を出してもよいのではと思います。民生委員の活動の補佐ということであれば、町内福祉委員会の協力員がいますので、そういった方たちを充実させれば、民生委員の補佐たりえるのではないのでしょうか。
- ・今回の資料②では、事業の概要、現状、今後の方向性が書いてあるので理解できたのですが、資料①を見ると説明が無く、簡略化したことで、理解しづらいものとなっています。
- ・(資料②：79ページ②)避難行動要支援者支援制度の効果的運用について、同意者の拡大に努めるとありますが、現状では、市の台帳を見ると地域支援者が付いていない方がいます。今後、そういった方が増えるのではないかと考えていますので、具体的にどのように同意者を増やすのかを掲げていただきたいと思います。

事務局

- ・(資料②：1ページ(2)、11ページ図)ボランティアという言葉老人クラブの前にいれてはどうかのご提案については、言葉を入れる場所は議論させていただきますが、ボランティアという言葉は入れさせていただきます。
- ・(資料②：58ページ(3))『民生委員協力員』制度の創設を検討します」については、民生委員は地元町内会から推薦をいただき、市が審議させていただいて県に報告します。県知事は厚生労働省に推薦し、厚生労働大臣が委嘱するといった流れになっています。民生委員の仕事は地域の良き相談相手だけではなく、高齢者の見守り、市社会福祉協議会、地区社協からの依頼への協力、会議への出席、小中学校の会議出席、地域独自の業務の協力などあります。民生委員の活動を補佐、協力する方の創設ができるかどうかを検討しようとするものです。しかし、このことが地域の負担を増やすのではないかとといった危惧もあります。

神谷会長

- ・民生委員は守秘義務がありますが、補助する方にも同様に守秘義務を持っていただかなけれ

ばなりませんので、ちょっと町内の方という訳にはいきません。

事務局

- ・(補足として) 民生委員は非常勤の特別職の地方公務員という位置付けです。民生委員法に定められた守秘義務はあります。
- ・資料②の内容を資料①のようにコンパクトにしたことにつきましては、書いてある内容を全て削除するのではなく、計画の巻末に別資料という形で載せることとしています。読みやすくするためにこの形をとらせていただきました。
- ・(資料②：79ページ②) 避難行動要支援者支援制度の効果的運用につきましては、要支援者と地域支援者は1対でセットだと認識しております。最近、地域に知り合いがない、知り合いをつくろうとしない人が増えています。こういった方たちほど地域の見守りが必要ではないかと思えます。最終的には、今以上をお願いしていく他ないと考えています。

加藤副会長

- ・(個人情報に関する件について) 私たちの地域見守り活動の中で、民生委員と協力員(「世話焼きさん」)との間で情報交換をする訳ですが、これができなくなると民生委員と一緒に活動ができなくなります。

事務局

- ・個人情報については難しい部分もあり、曖昧なまま進んでいるところもあろうかと思えます。本人の同意を得るのが手っ取り早いと思えますが、その辺りは整理して進めることが今後のためには良いと思えます。検討していきたいと思えます。

柴田委員

- ・災害時要援護者支援制度から変わったことですが、災害時、避難行動時については同意が出されています。会議の席上こういった方が困っていますということは発言していますが、その方については同意をいただいています。
- ・協力員制度については、前回の会議で市営住宅、高層住宅で支援員をつけていただくとありがたいと申し上げていました。今回、それが掲載されていましたが、市営住宅、高層住宅で特に困るところに支援員を入れるのか、全体的にこの地区に入れるのかを今後、検討するといった解釈でよろしいでしょうか。

加藤副会長

- ・ただ今の発言に関連して、最近、市営住宅に敬老のお祝金を届けに行った時のこと、チャイムを押しても出てきていただけない宅のことを市営住宅の中で、管理人的なことをされている方(「世話焼きさん」として活動してもらっている)に問い合わせたところ、何時から何時までは鍵が掛ってないので会えると思えますよと、教えてもらいました。同じ住宅に住んでいる、そういった方は情報を持っているので、そういった方たちに協力員となってもらったほうが良いと思えます。

山北委員

- ・(資料②：110ページ) 福祉丸ごと相談窓口については、障害分野、高齢分野だけではなく、施策体系に専門的な相談支援体制の充実と周知とあるように、専門的な相談機関が関わってくると感じています。窓口で対応される方の能力は高いものが要求されると思えますが、そういった方を何人くらい、何処に配置されるのでしょうか。

- ・計画は概して、作っただけで振り返ることなく、次の計画に活かされていないといったことがあります。PDCAを回して、Pである計画の段階でCである何をチェックするのかを押さえてから始めたほうが良いと思います。この計画を見る時、今後の方向性の部分で「引き続き」といったことが書かれており、どのように質を高めていくのかが書かれていないので、見づらいと感じます。
- ・目標数値について、本来、どのくらい必要なかを根拠を持って、示されると良いと思います。

事務局

- ・(資料②：110ページ) 窓口立つ方は、相談者の相談内容にもっともふさわしい専門機関に繋がられるような力量が問われるので、その辺り、充分に考えて構築していきたいと思っています。

社会福祉協議会

- ・(質疑応答の冒頭で松岡委員が質問した内容に応じて) 23ページのボランティアの登録人数につきまして、個人の人数も入っていました。災害ボランティアの人数も全て入っていますので、見せ方について検討させていただきたいと思っています。
- ・96ページの養成講座の数が減っていることについては、記載の仕方が悪かったと思います。社協の講座が4講座、自主講座が3講座ですので、全体の講座数は変わりません。数は減らさないようにと考えております。

長岩先生

- ・ボランティアなのかボランティア団体なのかといった表現についての意見がありましたが、ボランティア、ボランティア団体の方々が自身をNPOと自認しているのであれば、NPOにいれても構いませんが、その認識がないのであれば併記で構わないと思います。今回の文章中、ボランティア団体の表記は総覧ただけでも、3ページ、51ページ、63ページ、73ページに見られ、ボランティアの表記は11ページ、12ページ、23ページ、53ページに見られ、不統一となっています。意図的に表記していないのであれば、整理が必要だと思います。
- ・実績値より目標値が減っているものについては、説明書きを入れておけば良いと思います。
- ・あんくるバスの本数に関連して、今、高齢者の免許の返納が推奨されています。免許返納後は地域福祉のテーマとなります。今回の計画では難しいと思いますが、免許返納後も生活水準が維持できるような施策を考えないといけないと思います。
- ・お子さんがいる家庭への訪問が難しいといったことについて、地域福祉活動では訪問が大きな意味を持っています。地域で見守っているというメッセージにもなり、見守られているほうも地域に目を向けるきっかけになります。条例で運用するほうが手っ取り早いかもしれませんが、考えていかなければいけないテーマだと思います。
- ・(資料②：110ページ) 相談支援体制の確立について、安城は町内福祉委員会があることから、まずは、住民主体で相談が受けられるような体制を組み、町内福祉委員会で対処できることは町内福祉委員会で行い、対処できないものについては、然るべきところに繋いでいくとするスタイルも考えられます。このスタイルは関西方面で多く見られます。町内では負担だということであれば、中学校区あるいは小学校区に拠点を設け、専門職を常駐させ相談

を受けるといったスタイルも考えられます。名張市はこのスタイルを採っています。今回の文章では、はっきりとは示されていませんが、福祉センターの改修が書かれているので、福祉センターを窓口とすることも一つの方向性ではないかと思います。

- ・(資料②：5ページ図) 今回の地域福祉計画が他の個別計画の上位計画との扱いもありますが、図では地域福祉計画をL字型で描き、他の個別計画を横断しながらオリジナリティを持たせるという位置付けにしており、面白い落とし込み方だと感じました。
- ・(資料②：20ページ図) 地域資源の一覧が出ていますが、A～J以外の社会資本もあることから、敢えて、A～Jに限定した理由があるのではないのでしょうか。
- ・(資料②：24ページ図) 下図の構成員の「民生委員」は「民生委員・児童委員」をセットで書くべきかと思います。
- ・(資料②：56ページ「丸ごと」、『丸ごと』) 文中に「丸ごと」、「我が事」といった、国が使っている表現が出てきますが、1重カッコで表記している部分と2重カッコで表記している部分があるので、整理がいると思います。加えて、現在、厚生労働省は「我が事丸ごと」は殆んど使っていませんので、国の動向もご確認いただければと思います。
- ・(資料②：58ページ) 民生委員協力員制度について、検討しますとしているので、現時点では事務局のお答えでよいと思います。新潟市では既にやっているのので、先行事例として参考にされてはいかがでしょうか。
- ・(資料②：63ページ) 基本目標2のサブタイトルに「地域福祉活動を支える人と活動の拠点づくり」とあります。ここでの拠点とは福祉センターだと解釈しましたが、最近、業界では盛んに「プラットフォーム」という言葉が使われています。従来、福祉はネットワークで援助するという表現が使われてきましたが、ネットワークはそれを構成している団体の自主性に任されているというところがあるので、ネットワークを構成する団体が協議する場、土台が必要ということで、プラットフォームという言葉が使われています。文中の拠点は単に場所というだけではなく、専門家同士、専門家と地域住民が会う場としてプラットフォームに成り得ると思いました。
- ・(資料②：110ページ①) 仮称・福祉丸ごと相談窓口の体制をどのように構築していくのが、大きなテーマになると思います。
- ・(資料②：119ページ⑥) 共生型サービスは法律を柔軟に運用しようとするもので、介護保険と障害福祉の相乗りということです。柔軟に必要なところに手を入れていこうということだと思います。名古屋市では母子寮（母子生活支援施設）が結構、空いているのですが、この空いているスペースを柔軟に運用して、足りていない障害者施設とグループホームに転用できなかつたという議論が出て来ています。共生型サービスを柔軟に運用することで、いろいろなニーズに対応できるようになるのではないかと思います。

松岡委員

- ・(資料②：10ページ図) 地域包括ケアについて、高齢者の支援イメージ図に包括ケアシステムのイメージとありますが、高齢者だけの問題だけではなく、障害のある人や課題を抱えたお子さんということだと、丸ごとという視点で練られた計画という感じがしません。
- (資料②：117ページ⑥) 「分野横断的な福祉サービスの展開【新規】」とあります。このことはイメージがつかれないので、今後、現場は大変な想いをしていくのではないかと思います。

す。110ページの相談支援体制も含め、今後、どのようにしていくのかが、具体的に見えてこないで、地域包括ケアを高齢者だけではなく、もっと包括的に捉えて動いているということを前段で示した上で、個別にこれ（資料②：110ページ、117ページ⑥）が出てくれば見やすくなると思います。

- ・（資料②：137ページ①、②、③）高齢者外出支援サービス事業について、高齢者が免許を返納していることは地域の課題となっており、車椅子の貸出しや車椅子の移送車の貸出しは車椅子や移送車だけの貸出しであり、人は付いていないことから、独居の方は玄関から出ることもできないなど、具体性が見えません。また、高齢者外出支援サービス事業の数値が下がっていることについては、理由をお聞かせ願えればと思います。

事務局

- ・高齢者外出支援サービス事業の数値が下がっている件につきまして高齢福祉課に確認しましたところ、あんジョイプラン8というものを高齢福祉課がつくっていますが、その計画に記載されている内容と併せて記載したということしか確認できておりません。

神谷会長

- ・本日いただきましたご意見を含め、それを盛り込んでいただくという前提で全体の計画の方針として推進していくことをご了承いただけますでしょうか。ご了承いただける方は挙手願います。
- ・賛成多数ということで、ご了承いただきました。

3. その他

事務局により次回の協議会の予定について説明

事務局

- ・平成30年度第4回安城市地域福祉計画策定協議会を終了いたします。

以上